

## 令和4年度三島市立北小学校いじめ防止等の基本方針

### 1 いじめを根絶するための学校の目標

すべての子供が「明日も学校へ行きたい」という思いをもち、安心して学校生活を送ることができるよう、全職員で「いじめ根絶」に向けて取り組む。

### 2 いじめに対する本校の基本的な考え方

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」（いじめ防止推進法第2条）であり、起こった場所は学校の内外を問わず、判断はいじめられた児童の立場に立って行うものとする。

これらのいじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、どの児童にもどの学校にも起こり得ると考え、学校、家庭、地域が一体となって、継続的にいじめ防止等に取り組むことが重要である。

本校では、校長のリーダーシップのもと、すべての児童が安心して学習およびその他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努めていくものである。

そこで、本校全教職員はいじめ問題について以下の基本的な認識をもつものとする。

- ① いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくく、判断しにくい形で行われる。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の様態により犯罪行為として取り扱う。
- ⑥ いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

### 3 取り組みの基本

- ① 豊かな人間性をはぐくむ教育の充実を図る。
- ② 早期発見、早期対応に努める。
- ③ 学校全体で組織的に対応する。
- ④ 保護者、関係機関との連携を図る。
- ⑤ 継続的な心のケアに努める。

## 4 いじめ問題対策委員会

### (1) 目的

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため

### (2) 委員会

「定例委員会」

年度当初と学校評価結果の検討の際に開催する。

「委員会」

必要に応じて、臨時に開催する。

### (3) 委員

定例委員会…校長、教頭、主幹教諭学、年主任、生徒指導主任、いじめ対策担当  
教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、(SC、SSW)

委員会…定例委員、スクールカウンセラー

### (4) 取り組みの内容

- ・いじめ対策の体制整備及び取組・進捗状況の確認・定期検証
- ・教職員の共通理解と意識啓発、研修の実施
- ・いじめの状況把握及び分析
- ・いじめを受けた児童に対する相談及び支援
- ・いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援
- ・いじめを行った児童に対する指導及び支援
- ・いじめを行った児童の保護者に対する助言
- ・専門的な知識を有する関係者等との連携
- ・三島市教育委員会の判断によって、重大事態の調査等
- ・その他いじめ防止に関わること
- ・いじめ解消のポイント
  - ① 少なくとも3ヶ月以上は見届けをする。
  - ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

## 5 いじめ防止対策

### (1) いじめ未然防止の具体的な取り組み

#### ① ねらい

- ・いじめの早期解決のために、全教職員が一致団結して問題の解決にあたる。
- ・いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ・情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の心身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ・傍観者の立場にいる児童にもいじめているのと同様であるということを指導する。
- ・学校内だけでなく、関係機関等と協力をして解決にあたる。
- ・いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、

指導を行っていく。

- ・いじめの取り組み記録の保管や引き継ぎを確実に行う。
- ・いじめの事実確認や指導等の対応を行うとともに、その結果を三島市教育委員会に月1回報告する。

## ② 内容

- ・豊かな人間性をはぐくむ教育の充実
- ・生命や人権を尊重する心の育成
- ・道徳性や倫理観の育成
- ・正義感や規範意識の醸成
- ・自主性や協調性の育成
- ・判断力や自浄力の育成

## ③ 取り組みの場

- ・道徳教育（道徳の授業・全教育課程を通して）
- ・学級活動（高学年による読み聞かせ・生活や学習のルール）
- ・委員会活動（北小の一員としての自覚を高め、自分たちの力で問題を解決する）
- ・クラブ活動（集団づくりと主体的な活動の実践）
- ・児童会活動（あいさつ運動・一年生を迎える会・六年生を送る会等）
- ・学校行事や校外学習（運動会・遠足・修学旅行・自然教室・地域巡り・北っ子祭等）
- ・総合的な学習の時間（自然や地域、社会や人々との関わりを大切にする学習）

## (2) いじめの早期発見・早期解決に向けての取り組み

### ① 内容

- ・全ての教職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより小さな変化を見逃さない感覚を身に付ける。「児童がいるところには、教職員がいる」ことを心がける。
- ・定期的実施する学年部会や生徒指導部会で気になる児童の情報を共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。また、欠席や遅刻・早退の多い児童に対し、教職員の初期対応について共通化を図った取り組み（電話や家庭訪問等）を実施する。
- ・様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談やスクールカウンセラーとの面談で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ・年2回の「学校生活に関するアンケート」と年4回の面談・教育相談により、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。
- ・実践的な態度を養う道徳教育の改善を推し進める。

## (3) いじめへの組織的な対応

### ① 北小学校地域いじめ問題対策委員会

- ・いじめ防止に地域と協力して取り組むため、学校やPTA会長、学校評議員等による「北小学校地域いじめ問題対策委員会」を設置する。定例の委員会は、年度始めと年度の終わりに開催し、必要に応じて臨時招集する。

## ② 生徒指導部会

- ・校務分掌の生徒指導担当職員による児童の情報交換を月1回行い、「いじめ問題対策委員会」との連携を図る。

## ③ 生徒指導情報交換

- ・職員会議の中で、各学年から児童の現状や指導の経過について情報交換し、全教職員で情報を共有したり対応について話し合ったりする。

## ④ 家庭や地域、関係機関と連携

- ・いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。学校内だけで問題解決をすることはしない。
- ・「生徒指導部会」で、成長過程等における側面から情報共有を図る。
- ・学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、他の機関のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

## 6 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（自殺を企画、身体に重大な傷害、金品等に重大な被害、精神性の疾患を発症等）や、相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、児童や保護者からいじめられて重大事故に至ったという申立てがあったときは、三島市教育委員会の指導・助言のもと、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、三島市教育委員会に速やかに報告する。尚、学校は教育委員会からの判断を待つことなく、早期にいじめに対応する。
- ② 三島市教育委員会から調査主体と調査組織の判断を受ける。
  - ・ 学校が主体となる場合は、「北小いじめ問題対策委員会」が調査にあたる。ただし、必要に応じて、特別の利害関係を有しない第三者で当該重大事態の性質に応じて適切な専門家等が組織に加わり、当該調査の公平性・中立性を確保する。
  - ・ 学校主体の調査では十分な結果を得られない場合や、学校教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、三島市教育委員会の附属機関「三島市いじめ問題対策委員会」が調査にあたる。「北小いじめ問題対策委員会」はその調査に協力する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
  - ・ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
  - ・ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合う。
- ④ いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切かつ正確に提供する。
  - ・ 調査より明らかになった事実関係について、情報を適切に関係者に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）する。
  - ・ 関係者の個人情報に十分配慮する。
  - ・ 調査に先立ち、得られたアンケート結果は、いじめられた児童や保護者に提供する場合がある

ことを調査対象の在校生や保護者に説明する。

- ⑤ 調査結果を三島市教育委員会に報告する。尚、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

## 7 その他

- (1) いじめ防止基本方針の取り組み評価である三島市学校自己評価「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」や本校学校評価の機会を使って、アンケートを実施し、その結果を踏まえて、いじめ防止等対策の取り組みが適切に行われたかを検証する。
- (2) 基本方針策定に当たっては、保護者や地域の方々に意見を求めたり、児童の意見を取り入れたりする。また、本校教職員全員が意識や理解を共有する機会とする。
- (3) いじめ対応の流れ(別添)
- (4) いじめ対策の年間計画(別添)
- (5) 関係機関と相談窓口(別添)
- (6) 令和4年度 三島市立北小学校 いじめ防止基本方針の概要(別紙)

いじめ対応の流れ

三島市

学校

常時

いじめ等の情報把握 (全教職員) ↔ 児童の情報報告・共有化 (学年部会・生徒指導部会・職員会議等)

「いじめ」もしくは、「いじめの疑い」事案の把握

生徒指導主任に報告

管理職 (校長・教頭・教務) に報告

重大事態と判断したとき

三島市教育委員会に発生の報告

定期

三島市いじめ問題対策連絡協議会

三島市いじめ問題対策委員会

暴力等を伴ういじめ  
三島警察署に連絡

いじめ対応

(※状況によって対応内容・順番等は異なる)

「いじめ問題対策委員会 (北小学校)」の開催  
・情報確認・対応方針決定・関係機関との連絡

全教職員で情報共有・事実報告・対応方針の共通理解・役割分担

当該児童への事実確認 (複数教職員で対応)  
①被害児童への面談②加害児童への面談

被害児童の保護者との連携 (・事実報告・対応方針説明)

「いじめ問題対策委員会 (北小学校)」  
・事実確認 ・被害児童及び加害児童への対応協議  
・他の児童への指導内容協議 ・役割分担

全教職員で情報の共有・経過報告・対応策についての共通理解

被害児童、加害児童、他の児童への対応

被害児童の保護者への連携  
・経過報告 ・加害児童への指導内容の説明等

加害児童の保護者への連絡  
・事実報告 ・指導内容の説明等 ・今後の指導への協力をお願い

全教職員 今後のいじめ対応について共通理解

市教委の指導・助言のもと  
学校による調査

○「いじめ問題対策委員会 (北小学校)」は、資料提供等、調査に協力

○三島市教育委員会の附属機関「三島市いじめ問題対策委員会」による調査

関係機関との連携 (三島市教育委員会・三島警察署・三島市子育て支援課・三島市青少年相談室・東部児童相談所・PTA等)

三島市教育委員会にいじめ状況報告 (月1回)

※重大事態 (学校が調査) のとき

三島市教育委員会に調査報告書を提出

経過観察

被害児童への連絡  
・経過報告・学校での児童の様子報告

※該当児童への面談等の記録 (担任・担任外等)

※事案への対応記録、いじめ問題対策委員会の協議内容等記録 (生徒指導主事主任)

## 令和4年度北小いじめ対策の年間計画

月	担当	取組内容
4	いじめ問題対策委員会 いじめ問題対策委員会 全職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4年度いじめ問題対策基本方針等の立案</li> <li>・4年度いじめ問題対策基本方針等の検討</li> <li>・4年度いじめ問題対策基本方針等の共通理解</li> </ul>
6	担任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活アンケート実施</li> </ul>
7	生徒指導研修 全職員 担任 いじめ問題対策委員会 全職員 いじめ問題対策委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別な支援が必要な子の共通理解といじめの実態把握と対策</li> <li>・児童との教育相談</li> <li>・各学年のいじめ報告と対策</li> <li>・いじめ実態の報告と対策</li> </ul>
8	担任・運営委員 全職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別な支援が必要な子の共通理解</li> <li>・夏休み中の実態報告と対策</li> </ul>
9	いじめ問題対策委員会 担任・保護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年のいじめ報告と対策</li> <li>・保護者との情報共有及び教育相談</li> </ul>
10	いじめ問題対策委員会 全職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年のいじめ報告と対策</li> <li>・いじめ実態の報告と対策</li> </ul>
11	担任 いじめ問題対策委員会 担任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活アンケート実施</li> <li>・各学年のいじめ報告と対策</li> <li>・児童との教育相談</li> </ul>
12	全職員 担任・保護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ実態の報告と対策</li> <li>・保護者との情報共有及び教育相談</li> </ul>
1	いじめ問題対策委員会 全職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年のいじめ報告と対策</li> <li>・いじめ実態の報告と対策</li> </ul>
2	いじめ問題対策委員会 担任・保護者(高学年) 全職員 担任・保護者(低学年・なかよし) 担任・運営委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度のいじめ防止対策の反省と評価</li> <li>・保護者への現状説明と教育相談</li> <li>・次年度のいじめ問題の方針と対策の確認</li> <li>・保護者への現状説明と教育相談</li> <li>・特別な支援が必要な子の共通理解</li> </ul>
3	全職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次年度への引き継ぎ</li> </ul>
定期的な取組		<ul style="list-style-type: none"> <li>・常設の教育相談(保護者と教職員)</li> <li>・道徳教育の充実</li> <li>・児童の一日の振り返りや学校生活向上のための話し合い(児童会・学級活動)</li> <li>・生徒指導部会での情報交換・集約</li> <li>・職員会議での児童についての情報交換</li> <li>・月例報告(問題行動・不登校・いじめ)</li> </ul>

## 学校・家庭・地域等での悩み

# 子ども・保護者の教育相談窓口等

### 【関係機関】

三島市教育委員会	055-983-2671
----------	--------------

### 【三島市立小中学校】

東小：975-0110	佐野小：993-3310	錦田中：975-1093
西小：975-0416	中郷小：977-1052	南中：975-0980
南小：975-0225	沢地小：986-9433	北中：986-0684
北小：986-0512	向山小：971-0707	中郷中：977-1144
錦田小：975-0054	北上小：987-4646	北上中：986-8766
徳倉小：986-0180	山田小：973-0131	中郷西中：977-4707
坂小：971-1231	長伏小：977-2424	山田中：981-2474

### 【相談窓口】

24時間子供SOSダイヤル(文部科学省)	いじめやその他のSOSに関する相談	0120-0-78310
子どもの人権110番(法務省)	いじめ、体罰、不登校、虐待といった子どもをめぐる人権問題に関する相談	0120-007-110
三島市いじめ電話相談(三島市小・中学校)	いじめ等の悩みに関する相談	055-976-0110
三島市家庭児童相談室	児童虐待・家庭における子どもの養育やしつけ、家族関係や学校生活等に関する悩みや相談	055-983-2713
三島市青少年相談室	主に小中学生の不登校など青少年問題に関する相談	055-983-0886



沼津地区少年サポートセンター 三島分室(三島警察署)	非行、不良行為、犯罪等の被害その他少年の 健全育成に関する相談	055- 981-0110
東部児童相談所	児童虐待・家庭における子どもの養育やしつけ、家族関係や学校生活等に関する悩みや相談	055-920-2085
ハロー電話「ともしび」	子どもや保護者の悩み相談	055-931-8686
子ども・家庭110番	子育ての悩みに関する相談	055-924-4152
静岡地方法務局沼津支局	子どもの人権問題についての相談	055-923-1201
こころの電話 <small>(東部健康福祉センター)</small>	精神保健に関する複雑困難な事例に対する相談指導、思春期保健に関する相談指導等	055-922-5562

【「いじめ・暴力」相談メールコーナー】

ホームページ	<a href="http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/ijime/">http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/ijime/</a>
携帯サイト	<a href="http://www.pref.shizuoka.jp/m/ijime/">http://www.pref.shizuoka.jp/m/ijime/</a>

# 未来をひらく皆さんへ

いじめられていたり、暴力を受けて苦しんだりしているあなたは、決して一人ぼっちではありません。

お父さん、お母さん、学校の先生、近所のおじさんやおばさん、友達、みんなあなたの味方です。一人で苦しまないで、いじめられていることを勇気をもって話してみましょう。必ずまわりの大人が助けてくれるし、なにより自分が楽になります。

もし、相手の顔を見て話すことがむずかしいのなら、電話やメールで話を聞いてもらうこともできます。

下に書いてあるところなど、どこでもいいから、ぜひ相談してください。そこで待っているたくさんの大人が、あなたの苦しい心を受け止めて、解決に向けて力を貸してくれます。



ほうりよく

## 『いじめ・暴力』

### しない！させない！ゆるさない！

あなたの学校の電話番号

( 055-986-0512 )

あなたの市町の教育委員会の電話番号

( 055-983-2670 )

あなたの市町の家庭児童相談窓口の電話番号 ( 055-983-2713 )

ハロー電話「ともしび」

沼津地区	055-931-8686
静岡地区	054-289-8686
掛川地区	0537-24-8686
浜松地区	053-471-8686

子ども・家庭110番

賀茂地区	0558-23-4152
東部地区	055-924-4152
中部地区	054-273-4152
西部地区	053-458-4152

こころの電話 (精神保健福祉センター)

賀茂地区	0558-23-5560
東部地区	055-922-5562
中部地区	054-285-5560
西部地区	0538-37-5560

「いじめ・暴力」対策メール

ホームページ

<http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/ijime/>



24時間子供SOSダイヤル

0120-0-78310